

契 総 第 3 0 5 2 号
令和 6 年 1 0 月 1 日

各部局長
警察本部長
教育委員会教育長
人事委員会事務局長 様
監査委員事務局長
議会事務局長

大阪府総務部契約局長

大阪府長期継続契約に関する条例の運用の改正について（通知）

大阪府長期継続契約に関する条例（平成 17 年 3 月 29 日大阪府条例第 2 号、以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、平成 17 年 10 月 21 日付け契二第 1488 号、平成 23 年 3 月 16 日付け契委第 3121 号及び令和 6 年 4 月 1 日付け契総第 4566 号により通知した標記については、下記のとおり改正しましたので、通知します。

記

1 契約対象の範囲

- (1) 条例第 2 条第 1 号の「電子計算機を借り入れる契約その他の商慣習上契約期間を複数年にすることとされている契約」とは、複数年にわたる契約を締結することが一般的である物品のリース契約を想定したものであり、次のような契約をいうものである。

・OA 機器、FAX、車両、検査機器、研究機器、その他機器等のリース契約

- (2) 条例第 2 条第 2 号の「庁舎の管理に係る業務委託契約その他の年間を通じて役務の提供を受ける必要がある契約」とは、業務の頻度に係わらず、年間を通じて、かつ、翌年度以降も継続して役務の提供を受ける契約を想定したものであり、次のような契約をいうものである。

ア 庁舎等の管理業務

清掃業務、警備業務、駐車場管理業務、庁舎設備に係る運転・管理・保守・点検業務など

- イ 各種機器・システム等の運用管理業務
各種機器・システム等の運用・運転・管理・保守・点検業務など
- ウ 複写サービス契約
複写機を設置し、その保守点検、修理、部品交換等を含む複写サービス契約
- エ ソフトウェアに係る使用許諾（ライセンス）契約
事業者が保有するソフトウェアを利用する使用許諾契約
- オ クラウドサービス利用業務
クラウドサービス（「インターネット等を通じて提供されるサーバ資源等」をいう。）を利用するシステム基盤の提供業務
- カ 施設の運営管理業務
公の施設等の運営管理業務など
- キ その他の業務
(例示)
 - ・ 公用車の運行業務
 - ・ 受付等業務
 - ・ 給食業務など

- (3) 長期継続契約は、複数年の契約締結により、コスト縮減を図るとともに、より良質なサービスを享受することを目的とすることから、上記(1)、(2)に該当する契約であっても、毎年度、単価の変更や事業内容等の見直しが必要となる契約については、条例の対象外とする。
- (4) 長期継続契約で支出する歳出予算科目は、消耗需用費（複写サービス契約に限る）、役務費、委託料、使用料及び賃借料（上記(1)及び(2)エの契約に限る）とする。

2 契約期間

条例第3条ただし書きの知事が必要と認めるときは、次に該当するものとする。

- (1) 条例第2条第1号に該当する契約で、3年を超える契約を締結する場合
- (2) 条例第2条第2号に該当する契約のうち、上記(1)の契約に付随する契約で、上記(1)の契約期間と同期間の契約とする方が合理的な場合
(例示) パソコンリース契約の保守管理委託契約など
- (3) 条例第2条第2号に該当する契約のうち、契約を履行するため、リース機器の設置を必要とし、かつ、リース期間が3年を超える場合
(例示) 機械警備業務など
- (4) 複写サービス契約のうち、3年を超える契約を締結する場合
- (5) 公の施設の指定管理者のうち、指定期間が3年を超える場合

3 契約内容

- (1) 契約金額は、契約総額及び各年度の契約金額を記載すること（単価契約を除く）。
なお、月次払いによる場合は、月額も併せて記載すること。
- (2) 契約期間は、全契約期間を記載すること。
- (3) 長期継続契約は、債務負担行為を設定せずに、翌年度以降長期にわたって契約を締結できる制度であり、各年度における当該経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならないことから、当該契約中に、「翌年度以降において歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の解除条項を必ず設けること。

（記入例）

第〇条 甲（大阪府）は、翌年度以降の甲の歳出予算において、乙（契約の相手方）に支払うべき〇〇〇（賃借料など）が減額又は削除されたときは、この契約を解除することができる。

4 自動更新条項を設定した契約の取扱い

条例の対象となる契約については、自動更新条項を設定した契約を締結することはできないこととする。ただし、条例の施行日前に自動更新条項を設定した契約を締結している場合は、改めて長期継続契約を締結する必要はない。

5 特定調達契約に係る留意事項

これまで、単年度による予定価格では、特定調達契約の対象とならなかった契約においても、長期継続契約による予定価格では、特定調達契約の対象となる場合があるので、SSCトップページ内の「マニュアル・規定集・データ集」に掲載されてある「特定調達契約ガイド」を参照のうえ、事務手続の遺漏がないように注意すること。